

第5章 推進体制

現 行	見直しの方向
<p>青少年の健全育成は、条例の基本理念に示されているとおり、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行わなければならないものです。</p> <p>また、施策を総合的かつ計画的に推進することは、条例第3条において、「道の責務」として規定されているところです。</p> <p>官民一体となった道民総ぐるみによる活動が積極的に展開されるよう、国、市町村、事業者等青少年の健全育成を目的とする関係団体との連携・協力を一層深めるとともに、青少年の健全育成に関する施策を総合的に推進していきます。</p> <p>1 庁内における総合的な推進</p> <p>青少年の健全育成に関わる方策を総合的かつ有機的に推進するため、昭和40年5月12日、「北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号」により、北海道青少年健全育成推進本部を設置し、今後とも知事部局間はもとより、教育委員会及び警察との緊密な連絡調整を図り、推進本部が中心となって総合行政を推進します。</p> <p>また、併せて、支庁の所管区域ごとに支庁長を地方本部長として設置している青少年健全育成推進地方本部においても、緊密な連絡調整を図り、地域における連携を促進します。</p> <p>知事部局、教育委員会、警察の各部門がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を強化し、青少年の健全育成に向け、総合的に施策を推進します。</p> <p>2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議</p> <p>北海道青少年健全育成条例第45条に基づき、青少年の健全な育成を図るための知事の附属機関として設置する「北海道青少年健全育成審議会」における調査審議や建議等を踏まえ、青少年の健全な育成に関する施策を推進しています。</p> <p>また、毎年、基本計画に基づく施策の推進状況を取りまとめ、同審議会に報告し、次年度以降の施策に反映することとしています。</p>	<p>「支庁」を「総合振興局又は振興局」に「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>3 国・市町村との連携</p> <p>青少年育成国民運動等について、国との情報共有や情報交換等の連携を促進し、それぞれの役割に基づき効果的に施策を展開していきます。</p> <p>また、市町村は、青少年に最も身近な自治体として青少年の健全育成に向けた大きな役割を担っています。</p> <p>青少年の健全育成をはじめ、非行防止や環境整備など施策の展開に当たっては、緊密な連携やお互いの協力が不可欠です。</p> <p>青少年の生活の基盤は地域であり、道民の身近にあつて、道民に直結する施策を展開している市町村とは、緊密な連携やお互いの協力が不可欠であることから、青少年非行防止等に関する啓発や立入調査などについて、道と市町村が連携して推進していくこととしています。</p> <p>このため、道では、広域性、先導性、専門性の観点から施策を推進するとともに、市町村との情報の共有化や、非行防止等に関する啓発や立入調査などをはじめ市町村の青少年施策との連携を促進し、併せて、道の基本計画の推進についての理解と協力を要請していきます。</p> <p>4 青少年関係団体との連携</p> <p>道内の各地域においては、野外活動、文化、スポーツなどで青少年の育成活動に積極的に取り組んでいる多くの団体があります。</p> <p>また、学校教育の分野においても、各地域の校長会やPTA連合会などの団体があります。</p> <p>これらの団体は、それぞれの歴史や背景を有し、独自の理念と目的に基づき活動を展開していますが、青少年の健全育成において、重要な役割を担っています。</p> <p>こうした団体との情報共有、協働を進めるとともに団体間の連携の推進を図り、青少年の健全育成を支えるネットワークの構築を促進していきます。</p>	

現 行	見直しの方向
<p>5 地域における連携</p> <p>青少年の健全育成のためには、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等によるそれぞれの取組が重要ですが、同時に、これら地域の関係者が一体となり、多方面からのきめ細やかな対策を推進していかなければなりません。</p> <p>それぞれの地域の実情を踏まえながら、これら青少年健全育成に取り組む関係者の情報の共有、協働が進むよう、地域ぐるみで青少年の健全育成を支えるネットワークづくりを促進していきます。</p> <p>6 関係業界との連携</p> <p>青少年を対象に事業活動を行う事業者にあっては、その与える影響を十分考慮し、青少年の健全育成の観点から事業活動について適切な措置を講ずることが求められます。</p> <p>条例による社会環境の整備に併せ、健全育成に向けた事業者の自主的な取組が促進されるよう、関係業界とも積極的な連携を図り、適切な情報提供や啓発等に努めます。</p> <p>さらに、青少年を雇用している事業者等に対しても、青少年の健全育成に向けた啓発を進めます。</p> <p>7 施策の実施状況等の進行管理</p> <p>青少年の健全育成は、道民の皆さんの参画・協力のもと社会全体が一体となって、その着実な推進に当たることが重要です。</p> <p>道は、青少年の健全育成に関する施策の推進状況を把握し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、基本計画に基づく施策の推進状況を公表し、道民総ぐるみの青少年健全育成活動を推進していきます。</p> <p>(1) 計画の適切な進行管理</p> <p>基本計画に基づき推進される施策について、当該年度の事業計画及び前年度の実施結果等推進状況を把握し、北海道青少年健全育成推進本部を中心として適切な進行管理に努めます。</p> <p>また、推進状況については、毎年北海道青少年健全育成審議会へ報告します。</p>	

現 行	見直しの方向
<p>(2) 施策の実施状況の公表</p> <p>基本計画の推進状況、施策の実施状況をホームページなどで毎年度公表し、道民の皆さんの理解と協力をいただきながら、青少年の健全育成を推進していきます。</p>	